神歯国保 jinsikokuho

医療費通知の活用で適正な受診を

～貴重な財源を有効に活用するために～

当組合では、組合員とご家族の皆様が保険医療機関に受診した場合、かかった医療費を年に6回お知らせする医療費通知を発行しております。医療費通知には医療費の総額、自己負担額、保険者負担額、おかかりになった保険医療機関名などをお知らせし、医療費のコストなどをご理解いただき、保険医療機関などからの請求が間違っていないか、皆様にチェックしていただくために通知しております。

保険医療機関に支払われる医療費は皆様から負担していただいております保険料と国や県からの補助金でまかなわれております。組合員やご家族が保険医療機関の窓口で支払う一部負担金は入院・外来とも3割（義務教育就学前2割、高齢受給者は受給者証の一部負担割合による）ですから、医療費の総額がわかりにくくなっております。

医療費が増え続けると、保険料の値上げなど、皆様の負担が増えることにもつながります。貴重な財源を適正に使うためにも、医療費通知をチェックし、かかった医療費について調べてみてください。

まず、医療費通知を受け取ったら、記載された受診者名、医療機関名、入院、外来の日数などに誤りがないか、医療費の総額と医療機関でもらった領収書（自己負担分）などを照合し、金額が正しいか確認してください。

医療費の総額には保険適用外の診療や差額ベッド代、入院雑費などは含まれていないので、実際に支払った自己負担額の中には、保険適用にならないものが含まれている場合があります。また、覚えのない診療や誤った記載が見つかった場合は、国保組合に連絡してください。診療報酬明細書の記載ミスや請求間違いが見つかる場合もございます。

医療機関にかかったら必ず領収証をもらい、家族全員の受診記録をつけるよう心がけるようにしてください。

医療費通知のお問い合わせは、

神歯国保組合事務局

電話０４５―６４１―５４１８

第160回 通常組合会開催（予告）

平成27年度事業報告及び歳入歳出決算などのご審議をいただく、第160回通常組合会を下記日程により開催する予定となっておりますので、組合会議員の先生方にはご予定のほどよろしくお願いいたします。

- **日時**　平成28年７月28日（木）午後２時～
- **場所**　神奈川県歯科保健総合センター５階　中会議室
- **議案**　平成27年度事業報告の認定
  平成27年度歳入歳出決算の認定
  ほか

医療費のお知らせ（この通知は、療養付加金の振込みに関する通知ではありません）

あなたとご家族が国民健康保険で受診された医療費は下記のとおりですのでお知らせいたします。　年　月　日

治療を受けた方	診療年月	受診区分	日数	医療費の総額	当組合が支払った額	国や都道府県等が支払った額	あなたが支払った額	医療機関名
	年　月							
合計								

この通知書は、受診した医療機関からの請求に基づき組合で支払った分について作成してあります。（請求が遅れたものは記載していません。）

1）調剤の「日数」欄は処方せん受付回数を示してあります。

2）通院の「日数」は電話で病状診断を受けた場合も加えてあります。

3）あなたが支払った金額が国民健康保険法で定められた金額を超えたときは、その超えた部分について請求により高額療養費が支給されます。

4）医療費の額には、保険の給付対象外（入院時の差額ベット料、歯科保険外診療分、薬の容器代など）のものは、含まれておりません。

（注１）神奈川県以外の医療機関及び療養費などについては、「医療機関名」が記載出来ません。

（注２）ご不審の点は組合までお問い合わせください。